



市役所からのお知らせ

文中「SC」はサービスセンターの略

土砂災害の恐れのある区域からの住宅移転に補助

土砂災害の恐れがある区域から、安全な場所へ移転する際の費用の一部を補助します。平成28年度内に完了するものが対象です。申請期限は12月28日(水)。申請前に事前協議が必要です。

対象住宅▼次の区域のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅

- ①「秋田市災害危険区域に関する条例」の第2条で指定した区域
- ②「秋田県建築基準条例」の第2条で指定した区域および第4条で建築が制限される区域
- ③土砂災害特別警戒区域

補助限度額

- ・危険住宅の除却費(取り壊しなど)など：1戸あたり80万2千円
- ・危険住宅に代わる住宅の建設または購入費(借入金利子相当額)：1戸あたり415万円(建物は319万円、土地96万円)

問い合わせ

住宅整備課 ☎(888)5770

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

医療費の自己負担が軽減される福祉医療費の申請を忘れずに

次の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証を一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分(1〜3割)が助成されます。

①子どもの福祉医療制度の対象

0・1歳▼全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり

2〜6歳▼入院は全員に助成します。通院は所得制限あり

小・中学生▼入院・通院ともに所得制限あり



*お子さんが1歳以上で、市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただきます。なお、医療機関や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいらない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▼18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人になると該当しません

②障がい児(者)の福祉医療制度の対象
重度障がい児(者)▼身体障害者手

帳1〜3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人は所得制限あり

高齢身体障がい者▼65歳以上で身体障害者手帳4〜6級をお持ちのかた。社会保険本人は該当しません。所得制限あり

*健康保険が変わったかたなどは、新しい健康保険証と印鑑を持って、次の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。

●申請と変更手続きの窓口

①子どもの福祉医療制度は子ども総務課(市役所2階)

☎(888)5691

FAX(888)5693

②障がい児(者)の福祉医療制度は障がい福祉課(市役所1階)

☎(888)5663

FAX(888)5664

：西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SCでは、①②とも受け付けます。

乳幼児、小・中学生の福祉医療制度の所得制限



次の「A総所得額」から「B各種控除額」を控除した額が、「C所得制限基準額」を超える場合は助成制度に該当しません。

また、父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。

④総所得額

・サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた▼

市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額

・市・県民税を納税通知書で納付しているかた▼

市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

⑤各種控除額(控除の種類)控除額

雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除

市・県民税の控除額と同額、社会保険料控除▼8万円、障害者控除(1人につき)▼普通27万円・特別40万円、勤労学生控除▼27万円

◎所得制限基準額(扶養人数)基準額

乳幼児：0人▼460万円、1人▼498万円、2人▼536万円、3人▼574万円

小・中学生：0人▼267万2千円、1人▼305万2千円、2人▼343万2千円、3人▼381万2千円

*扶養人数が1人増えることに、所得制限基準額に38万円が加算され、また、次の扶養控除も加算されます。

扶養控除(1人あたりの額)

70歳以上は10万円、普通(16〜18歳)と特定(19〜22歳はいずれも15万円)

*ひとり親家庭などの児童、重度心身障がい児(者)および高齢身体障がい者の所得制限における各種控除額および所得制限基準額は、これらとは異なります。



お気軽に
ご相談ください

融資あっせん制度の
金利を引き下げました

秋田市では、市内企業のさらなる経営基盤の強化を図るため、中小企業融資あっせん制度の基準金利を、おおむね2.25%から1.75%に引き下げました。

また下表のとおり、利子補給を行うことで、さらに金利が引き下げられる制度もあります。企業・事業所のみなさん！ 資金調達をお考えの際はぜひご検討ください。

ご相談は商工貿易振興課へ ☎(888)5728

<http://www.city.akita.akita.jp/wp/inpr/article/33/>

★中小製造業設備資金制度を除き、秋田市が信用保証料を全額補助します。

制度名(資金用途)	借入限度額	利用者負担金利(年利率)
一般事業資金	3,000万円	1.75%
小口零細企業(小規模事業者)資金	1,250万円	1.55%
創業資金 *自己資金が20%以上あること。	1,500万円 他の借入を含め、対象事業費の80%以内(過去に事業歴がある場合は1,000万円)	1.55% → 3年間は 0.55% さらに条件付き利子補給ありで
産業活力創造資金		
新分野進出資金枠	1,000万円 対象事業費の80%以内	1.75% → 3年間は 0.75% さらに利子補給ありで
新商品等開発資金枠	3,000万円 対象事業費の80%以内	1.75% → 3年間は 0.75% さらに利子補給ありで
設備近代化資金枠 …事業所・店舗の新・改築時の設備整備や、港湾輸送関連施設の整備	5,000万円 (組合などは1億円) 対象事業費の80%以内	1.75% → 5年間は 1.00% さらに利子補給ありで
農商工連携促進資金枠 …農林漁業者と連携した新商品開発	3,000万円 対象事業費の80%以内	1.75% → 3年間は 0.25% さらに利子補給ありで
商店街空き店舗等利用資金枠	5,000万円 対象事業費の80%以内	1.75% → 5年間は 0.75% さらに利子補給ありで
緊急経営支援資金枠 …取引先の倒産などでお困りのとき	3,000万円	1.75%
商業施設整備資金枠 …組合での施設整備	5億円 対象事業費の80%以内	1.75%
中心市街地出店促進 設備近代化資金 …中心市街地へ出店時の設備整備	5,000万円 (組合などは1億円) 対象事業費の80%以内	1.75% → 5年間は 0.50% さらに利子補給ありで
中心市街地出店促進 空き店舗利用資金 …中心市街地の空き店舗への出店	5,000万円 対象事業費の80%以内	1.75% → 5年間は 0.25% さらに利子補給ありで
中小製造業設備資金 …製造業が行う設備整備	1億円 対象事業費の85%以内	0~0.75%の金融機関所定金利

*「セーフティネット保証」「創業関連保証」などの利用の有無によって、利率が変わる場合があります。

中小企業の経営基盤強化をがっちりサポート！